

議 第 69 号

令和3年8月26日提出

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「学年を通じ10日以内で校長において指定する日」を「校長において指定する日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本県立高等学校後期選抜試験日の変更に伴い、熊本市立中学校の卒業式日を変更するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（休業日）</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月8日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から8月28日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p><u>(7) 校長において指定する日</u></p>	<p>（休業日）</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月8日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から8月28日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p><u>(7) 学年を通じ10日以内で校長において指定する日</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。